介護予防支援　自己点検シート

複数の職員で検討のうえ点検した結果を記載して下さい。

　基準：総社市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

「不適」の場合の事由及び改善方法については，自己点検シート提出時に別紙(様式自由)にて報告してください。

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
Ⅰ　基本方針							
基本方針	(1)	利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して行われるものとなっていますか。	基準第2条 第1項	□	□	□	・定款 ・運営規程 ・パンフレット等
	(2)	利用者の心身の状況，その置かれている環境等に応じて，利用者の選択に基づき，利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが，当該目標を踏まえ，多様な事業者から，総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。	基準第2条 第2項	□	□	□	
	(3)	利用者の意思及び人格を尊重し，常に利用者の立場に立って，利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることがないよう，公正中立に行っていますか。	基準第2条 第3項	□	□	□	
	(4)	事業の運営に当たり，市，地域包括支援センター，老人介護支援センター，指定居宅介護支援事業者,他の指定介護予防支援事業者,介護保険施設,指定特定相談支援事業者，住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めていますか。	基準第2条 第4項	□	□	□	
Ⅱ　人員に関する基準							
従業者の員数	(1)	【地域包括支援センターの設置者】 事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の担当職員を置いていますか。	基準第4条 第1項	□	□	□	・勤務体制一覧表 ・出勤簿（タイムカード） ・資格証 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類
		※担当職員の要件 ①　保健師 ②　介護支援専門員 ③　社会福祉士 ④　経験ある看護師 ⑤　高齢者保健福祉に関する相談業務等に３年以上従事した社会福祉主事 常勤　（　　人）：　非常勤（　　人）	解釈通知				
	(2)	【指定居宅介護支援事業者】 　1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置いていますか。	基準第4条 第2項	□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
管理者		【地域包括支援センターの設置者】 常勤・専従（※）の管理者を配置していますか。 ※管理上支障がない場合は，他の職種等を兼務することができる。 →　下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無　（　有　・　無　） →　兼務がある場合，下記の事項について記載してください。 ・当該事業所の他の業務への従事　（　有　・　無　） ・地域包括支援センターの職務への従事　（　有　・　無　）	基準第5条 第1項，第2項	□	□	□	・勤務体制一覧表
		②主任介護支援専門員の管理者を置いていますか。 ※主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合，主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とすることができる。 ③管理者は専らその職務に従事していますか。ただし，次に掲げる場合はこの限りではない。 ・介護支援専門員の職務に従事する場合 ・他の事業所の職務に従事する場合 ※管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。	基準第5条 第3項,第4項	□ □	□ □	□ □	
Ⅲ　運営に関する基準　※以下，「担当職員」は指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合は介護支援専門員							
内容及び手続きの説明及び同意	(1)	サービスの提供の開始に際しては，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，運営規程の概要，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※また，文書の交付に代えて，「電磁的方法」により提供する場合は，当該文書を交付したものとみなす。	基準第6条 第1項，第4項	□	□	□	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用申込書
	(2)	サービスの提供の開始に際し，あらかじめ利用申込者又はその家族に対し，介護予防サービス計画が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり，利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い，理解を得ていますか。	基準第6条 第2項	□	□	□	
	(3)	サービスの提供の開始に際し，あらかじめ利用者又はその家族に対し，利用者について，病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には，担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。	基準第6条 第3項	□	□	□	
提供拒否の禁止		正当な理由なくサービスの提供を拒んではいないか。	基準第7条	□	□	□	・利用申込書 ・申込受付簿
サービス提供困難時の対応		通常の事業の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は，他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	基準第8条	□	□	□	
受給資格等の確認		サービスの提供を求められた場合は，その者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間の確認を行っていますか。	基準第9条	□	□	□	・サービス利用票控 ・個人記録
要支援認定の申請に係る援助	(1)	サービスの提供に際し，要支援認定を受けていない利用申込者については，要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し，申請が行われていない場合は，利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	基準第10条 第2項	□	□	□	・利用申込受付書等
	(2)	要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。	基準第10条 第3項	□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
身分を証する書類の携行		身分を称する証を携行し，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示していますか。	基準第11条	□	□	□	・身分証
利用料等の受領	(1)	償還払いの場合の利用料の額と，代理受領がなされる場合の額との間に，不合理な差額が生じていませんか。	基準第12条 第1項	□	□	□	・領収証控 ・説明に用いた文書 ・同意に関する記録
	(2)	【指定居宅介護支援事業者】 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防支援を行った場合に要した交通費の額以外の支払を受けていませんか。	基準第12条 第2項	□	□	□	
	(3)	【指定居宅介護支援事業者】 (2)の支払いを受ける場合には，その内容及び費用について，あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い，利用者の同意を得ていますか。	基準第12条 第3項	□	□	□	
保険給付の請求のための証明書の交付		指定介護予防支援について利用料の支払いを受けた場合は，指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	基準第13条	□	□	□	・指定介護予防支援提供証明書控
指定介護予防支援の業務の委託		【地域包括支援センターの設置者】 指定介護予防支援の一部を委託する場合 (1)中立性及び公正性の確保を図るため総社市介護保険運営協議会の議を経ていますか。 (2)適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮していますか。 (3)業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者ですか。 (4)介護支援専門員が，第2条(基本方針)，「第3章（運営に関する基準）」及び「第4章（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第31条-第33条)）」の規定を遵守するよう措置させていますか。	基準第14条	□	□	□	・委託に関する書類（契約書等）
法定代理受領サービスに係る報告	(1)	毎月，国民健康保険団体連合会に対し，介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	基準第15条 第1項	□	□	□	・給付管理票控
	(2)	介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を，国民健康保険団体連合会に対して提出していますか。	基準第15条 第2項	□	□	□	
利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付		要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には，当該利用者に対し，直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	基準第16条	□	□	□	・給付管理票控 ・介護予防サービス計画書 ・サービス利用票 ・別表 ・実施状況に関する記録
利用者に関する市への通知		利用者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市に通知していますか。 ① 正当な理由なしに介護給付等サービスの利用に関する指示に従わないこと等により，要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け，又は受けようとしたとき。	基準第17条	□	□	□	・市への通知
管理者の責務	(1)	管理者は，当該事業所の担当職員その他の従業者の管理，指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	基準第18条 第1項	□	□	□	・組織図 ・運営規程
管理者の責務	(2)	管理者は当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に「第3章（運営に関する基準）」及び「第4章（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第31条-第33条)）」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	基準第18条 第2項	□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
運営規程		次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種，員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防支援の提供方法，内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項	基準第19条	□	□	□	・運営規程
勤務体制の確保等	(1)	担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めいますか。	基準第20条	□	□	□	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと） ・研修受講修了証明書 ・研修計画 ・研修報告書等研修資料
	(2)	担当職員により，業務を提供していますか。 ただし，担当職員の補助の業務については，この限りでない。		□	□	□	
	(3)	担当職員の資質の向上のために，研修の機会を確保していますか。		□	□	□	
	(4)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		□	□	□	
業務継続計画の策定等	(1)	感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	基準第20条の2第1項	□	□	□	・業務継続計画 ・訓練記録等 ・研修報告書等研修資料
	(2)	担当職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	基準第20条の2第2項	□	□	□	
	(3)	定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	基準第20条の3第3項	□	□	□	
設備及び備品等	(1)	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに，必要な設備及び備品等を備えていますか。	基準第21条	□	□	□	・平面図 ・設備・備品台帳
	(2)	相談，サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。また，相談のためのスペースはプライバシーが守られ，利用者が利用しやすいよう配慮していますか。	解釈通知	□	□	□	
従業者の健康管理		担当職員の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行っていますか。	基準第22条	□	□	□	・健康管理に関する記録

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	(1)	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに，その結果について，担当職員に周知徹底を図っていますか。	基準第22条の2	□	□	□	・運営規定 ・委員会等記録 ・指針 ・研修記録
	(2)	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。		□	□	□	
	(3)	担当職員に対し，感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。		□	□	□	
掲示	(1)	事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，担当職員の勤務の体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は備え付けることによりいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。	基準第23条	□	□	□	・掲示場所確認 ・ウェブサイト
	(2)	重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 （※令和7年4月1より義務化）		□	□	□	
秘密保持等	(1)	担当職員その他従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	基準第24条	□	□	□	・就業時の取り決め等の記録 ・個人情報の同意書（利用者・家族）
	(2)	担当職員その他従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じていますか。		□	□	□	
	(3)	サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ていますか。		□	□	□	
広告		指定介護予防支援事業所について，広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなってはいないか。	基準第25条	□	□	□	・広告 ・パンフレット
介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	(1)	指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は，介護予防サービス計画の作成又は変更に関し，当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	基準第26条	□	□	□	
	(2)	担当職員は，介護予防サービス計画の作成又は変更に関し，利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。		□	□	□	
	(3)	指定介護予防支援事業者及びその従業者は，介護予防サービス計画の作成又は変更に関し，利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として，当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。		□	□	□	
苦情処理	(1)	提供したサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。	基準第27条 第1項	□	□	□	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・調査に関する記録 ・指導等に関する記録 ・改善内容に関する報告 ・苦情処理マニュアル
	(2)	(1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録していますか。	基準第27条 第2項	□	□	□	
	(3)	提供したサービスに関し，市から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	基準第27条 第3項	□	□	□	
	(4)	市からの求めがあった場合には，（3）の改善の内容を市に報告していますか。	基準第27条 第4項	□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
	(5)	提供したサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して，利用者に対し必要な援助を行っていますか。	基準第27条 第5項	□	□	□	
	(6)	その提供したサービスに対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに，国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は，必要な改善を行っていますか。	基準第27条 第6項	□	□	□	
	(7)	国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には，(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	基準第27条 第7項	□	□	□	
事故発生時の対応	(1)	利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は，速やかに市，利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じていますか。	基準第28条 第1項	□	□	□	
	(2)	(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	基準第28条 第2項	□	□	□	
	(3)	利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っていますか。	基準第28条 第3項	□	□	□	
		事故が生じた際は，その原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じていますか。 事故発生時の対応 基準第28条は，利用者が安心して指定介護予防支援の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定介護予防支援事業者は，利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族等に連絡し，必要な措置を講じるべきこととするとともに，当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し，また，利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には，損害賠償を速やかに行うべきこととしたものである。 【参考】解釈通知の内容 なお，基準第28条第2項の規定に基づき，事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は，5年間保存しなければならない。 このほか，以下の点に留意されたい。 ① 指定介護予防支援事業者は，利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について，あらかじめ定めておくことが望ましいこと。 ② 指定介護予防支援事業者は，賠償すべき事態となった場合には，速やかに賠償しなければならない。そのため，事業者は損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいこと。 ③ 指定介護予防支援事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。	解釈通知事項	□	□	□	
虐待の防止	(1)	虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し，その結果について，担当職員に周知徹底を図っていますか。	基準第28条の2	□	□	□	・運営規定 ・虐待防止に関する記録 ・研修計画・実施記録 ・委員会の開催記録
	(2)	虐待の防止のための指針を整備していますか。		□	□	□	
	(3)	担当職員に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。		□	□	□	
	(4)	(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		□	□	□	
会計の区分		指定介護予防支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。	基準第29条	□	□	□	・会計に関する書類

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
記録の整備	(1)	従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第30条 第1項	□	□	□	・諸記録
	(2)	利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存していますか。 ①指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア　介護予防サービス計画 イ　アセスメントの結果の記録 ウ　サービス担当者会議等の記録 エ　評価の結果の記録 オ　モニタリングの結果の記録 ③身体拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	基準第30条 第2項	□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
指定介護予防支援の基本取扱方針	(1)	指定介護予防支援は，利用者の介護予防に資するよう行われるとともに，医療サービスとの連携に十分配慮していますか。	基準第31条第1項	□	□	□	・介護予防サービス計画書 ・介護予防支援経過記録
	(2)	介護予防の効果を最大限に発揮し，利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう，目標志向型の介護予防サービス計画を策定していますか。	基準第31条第2項	□	□	□	
	(3)	自ら提供する指定介護予防支援の質の評価を行い，常にその改善を図っていますか。	基準第31条第3項	□	□	□	・評価を実施した記録
指定介護予防支援の具体的取扱方針	(1)	管理者は，担当職員以外の者に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させていませんか。	基準第32条第1項第1号	□	□	□	
	(2)	指定介護予防支援の提供に当たっては，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行っていますか。	基準第32条第1項第2号	□	□	□	・説明文書 ・業務マニュアル
	(3)	介護予防支援の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。	基準第32条第1項第3号	□	□	□	
	(4)	身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	基準第32条第1項第4号	□	□	□	
	(5)	介護予防サービス計画の作成に当たっては，利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため，利用者の心身又は家族の状況等に応じ，継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしていますか。	基準第32条第1項第5号	□	□	□	・介護予防サービス計画書
	(6)	介護予防サービス計画の作成に当たっては，利用者の日常生活全般を支援する観点から，予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス，地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。	基準第32条第1項第6号	□	□	□	・介護予防サービス計画書 ・介護給付等対象サービス以外のサービスの情報に関する資料
	(7)	介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては，利用者によるサービスの選択に資するよう，当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容，利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。	基準第32条第1項第7号	□	□	□	・サービス事業者等の情報に関する資料
	(8)	介護予防サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有している生活機能や健康状態，その置かれている環境等を把握した上で，次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し，利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて，生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに，介護予防の効果を最大限に発揮し，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握していますか。 ア　運動及び移動 イ　家庭生活を含む日常生活 ウ　社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション エ　健康管理	基準第32条第1項第8号	□	□	□	・課題分析の記録
	(9)	解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては，利用者の居宅を訪問し，利用者及びその家族に面接して行っていますか。この場合において，担当職員は，当該面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得ていますか。	基準第32条第1項第9号	□	□	□	・介護予防支援経過記録 ・アセスメントの記録

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
	(10)	アセスメントの結果，利用者が目標とする生活，専門的観点からの目標と具体策，利用者及びその家族の意向，それらを踏まえた具体的な目標，その目標を達成するための支援の留意点，本人，指定介護予防サービス事業者，自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成していますか。	基準第32条 第1項第10号	□	□	□	・介護予防サービス計画書
	(11)	サービス担当者会議の開催により，利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに，当該介護予防サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めていますか。 ※やむを得ない理由がある場合については，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ※テレビ電話装置等を活用して行うことができるが，利用者等が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。	基準第32条 第1項第11号	□	□	□	・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会内容
	(12)	介護予防サービス計画の原案に位置づけたサービス等について，保険給付の対象となるかどうかを区分した上で，利用者に対して説明し，文書により同意を得ていますか。	基準第32条 第1項第12号	□	□	□	・介護予防サービス計画書
	(13)	介護予防サービス計画を作成した際には，当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	基準第32条 第1項第13号	□	□	□	
	(14)	介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して，介護予防訪問看護計画書等，県指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めていますか。	基準第32条 第1項第14号	□	□	□	・個別サービス計画
	(15)	指定介護予防サービス事業者等に対して，介護予防サービス計画に基づき，介護予防訪問看護計画書等県指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに，サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回，聴取していますか。	基準第32条 第1項第15号	□	□	□	・サービス担当者に対する照会記録 ・介護予防支援経過記録
	(16)	介護予防サービス計画の作成後，実施状況の把握（モニタリング）を行い，必要に応じて介護予防サービス計画の変更，指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	基準第32条 第1項第16号	□	□	□	・介護予防支援経過記録 ・モニタリングの記録
	(17)	指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは，利用者の服薬状況，口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを，利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。	基準第32条 第1項第17号	□	□	□	・利用者の同意書 ・情報提供の記録
	(18)	介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは，当該計画の目標の達成状況について評価していますか。	基準第32条 第1項第18号	□	□	□	・介護予防支援経過記録 ・モニタリングの記録

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
	(19)	モニタリングに当たっては，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行われていますか。 ①　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回，利用者に面接すること。 ただし，次のいずれにも該当する場合であって，サービス提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下「期間」という。）について，少なくとも連続する2期間に1回，利用者の居宅を訪問し，面接するときは，利用者の居宅を訪問しない期間は，テレビ電話装置等を活用して，利用者に面接することができる。 ア　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて，文書により利用者の同意を得ていること。 イ　サービス担当者会議等において，次に掲げる事項について，主治の医師，担当者その他の関係者の合意を得ていること。 ａ利用者の心身の状況が安定していること。 ｂ利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 ｃ担当職員が，テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について，担当者から提供を受けること。 ②　サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接すること。 ③　利用者の居宅を訪問しない月（テレビ電話装置等を活用して面接する月を除く。）においては，可能な限り，指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに，当該面接ができない場合にあっては，電話等により利用者との連絡を実施すること。 ④　少なくとも1月に1回，モニタリングの結果を記録すること。	基準第32条 第1項第19号	□	□	□	・モニタリングの記録 ・介護予防支援経過記録
	(20)	担当職員は，次に掲げる場合においては，サービス担当者会議の開催により，介護予防サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めていますか。ただし，やむを得ない理由がある場合については，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ①　要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合 ②　要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合	基準第32条 第1項第20号	□	□	□	・サービス担当者会議の記録
	(21)	（16）に規定する介護予防サービス計画の変更の場合には，（5）から（15）に規定する一連の業務を行っていますか。	基準第32条 第1項第21号	□	□	□	
	(22)	担当職員は，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても，利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には，利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い，介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	基準第32条 第1項第22号	□	□	□	・介護予防支援経過記録
	(23)	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には，居宅における生活へ円滑に移行できるよう，あらかじめ，介護予防サービス計画の作成等の援助を行っていますか。	基準第32条 第1項第23号	□	□	□	・介護保険施設等との連絡記録 ・介護予防支援経過記録
	(24)	利用者が介護予防訪問看護，介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には，利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。	基準第32条 第1項第24号	□	□	□	・介護予防サービス計画書 ・主治医の意見書 ・主治医への照会記録 ・介護予防支援経過記

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
	(25)	前号の場合において，介護予防サービス計画を作成した際には，当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付していますか。	基準第32条 第1項第25号	□	□	□	
	(26)	介護予防サービス計画に医療サービスを位置付ける場合，当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。また，医療サービス以外のサービスを位置付ける場合，医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意点を尊重してこれを行っていますか。	基準第32条 第1項第26号	□	□	□	・介護予防サービス計画書 ・主治医等の指示書 ・介護予防介護支援経過
	(27)	介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合，利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし，利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き，当該サービスを利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。	基準第32条 第1項第27号	□	□	□	・介護予防サービス計画書
	(28)	介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合，当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに，必要に応じてサービス担当者会議を開催し，その継続の必要性について検証をした上で，継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載していますか。	基準第32条 第1項第28号	□	□	□	・介護予防サービス計画書 ・サービス担当者会議の要点
	(29)	介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合には，当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。	基準第32条 第1項第29号	□	□	□	・介護予防サービス計画書
	(30)	被保険者証に，認定審査会意見又は指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には，利用者にその趣旨を説明し，理解を得た上で，その内容に沿って介護予防サービス計画を作成していますか。	基準第32条 第1項第30号	□	□	□	・介護予防サービス計画書
	(31)	要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には，指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	基準第32条 第1項第31号	□	□	□	
	(32)	地域ケア会議から，検討を行うための資料又は情報の提供，意見の開陳等必要な協力の求めがあった場合には，協力するよう努めていますか。	基準第32条 第1項第32号	□	□	□	
	(33)	【指定居宅介護支援事業者】 市長から情報の提供を求められた場合には，その求めに応じていますか。	基準第32条 第1項第33号	□	□	□	
	(34)	必要に応じ，利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮していますか。	基準第32条 第2項	□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
Ⅳ　変更の届出							
変更の届出等		事業者は，当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき，又は当該介護予防支援事業を廃止し，休止し，若しくは再開したときは，厚生労働省令で定めるところにより，10日以内に，その旨を市長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名，生年月日，住所 ③登記事項証明書又は条例等 ④建物の構造概要，専用区画等 ⑤事業所の管理者の氏名，生年月日及び住所 ⑥運営規程 ⑦介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ⑧担当職員の変更		□	□	□	・変更届書類
Ⅴ　介護給付費の算定及び取扱い							
基本的事項	(1)	指定介護予防支援に要する費用の額は，平成18年厚生省告示第129号の別表「指定介護予防支援介護給付費単位数表」により算定していますか。		□	□	□	・サービス利用票・別表 ・給付管理票 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書
	(2)	指定介護予防支援に要する費用の額は，平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に，別表に定める単位数を乗じて算定していますか。		□	□	□	
	(3)	1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは，端数金額を切り捨てて計算していますか。		□	□	□	
	(4)	要支援である利用者に対して指定介護予防支援を行い，かつ，月の末日において市又は国民健康保険団体連合会に対し，給付管理票を提出している指定介護予防支援事業所について，所定単位数を算定していますか。		□	□	□	
高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は，高齢者虐待防止措置未実施減算として，所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。		□	□	□	・虐待のための対策を検討する委員会議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修の記録
		【以下の項目を遵守できていない場合には要減算】 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに，その結果を従業者へ周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待の防止のための研修の定期的な実施 ・上記３項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置		□	□	□	
業務継続計画未策定減算	(1)	・感染症や非常災害の発生時において，利用者に対するサービスの体制及び早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定していますか。 ・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合，所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。		□	□	□	・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画
初回加算		新規に介護予防サービス計画を作成する場合に所定の単位数を加算していますか。		□	□	□	・介護予防サービス計画書 ・給付管理票 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書
委託連携加算		【地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業所】 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）第２条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際，当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し，当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は，当該委託を開始した日の属する月に限り，利用者１人につき１回を限度として所定単位数を加算していますか。		□	□	□	・提供した情報の記録 ・介護予防サービス計画書 ・給付管理票 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書
介護職員等処遇改善加算【令和８年６月～算定可】	(1)	介護職員等処遇改善加算の算定額を上回る介護職員等の賃金改善を実施していますか。		□	□	□	・賃金台帳 ・就業規則 ・雇用契約書
	(2)	（1）の賃金改善に関する計画，当該計画に係る実施期間及び実施方法その他を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し，市に届け出ていますか。		□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	該当なし	
	(3)	次に掲げる①又は②の基準のいずれかに適合していますか。		□	□	□	
		①【令和８年度特例要件】 　次に掲げるいずれかの要件に適合する ア　ケアプランデータ連携システムを利用している（※） イ　社会福祉連携推進法人に所属している 　(※)アについては，令和８年度中に，ケアプランデータ連携システムに加入し，利用することの誓約で可		□	□	□	
		②処遇改善加算Ⅳに準ずる要件として，以下の（ｉ）～（iii）に掲げる要件に適合する		□	□	□	
		（ｉ）【キャリアパス要件Ⅰ】（任用要件・賃金体系の整備等） 　次に掲げる要件の全てに適合する（※１） ア　介護職員の任用の際における職位，職責又は職務内容等の要件を定めている イ　アに掲げる職位，職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている ウ　ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し，全ての介護職員に周知している（※２） 　(※１)年度内に対応することの誓約で可 　(※２)労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては，就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記ウの要件を満たすこととしても差し支えない		□	□	□	
		（ⅱ）【キャリアパス要件Ⅱ】　（研修の実施等） 　次に掲げる要件の全てに適合する（※） ア　介護職員の資質向上又は資格取得のための支援に関する計画を策定し，当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している イ　アについて，全ての介護職員に周知している 　(※)年度内に対応することの誓約で可		□	□	□	
		（iii）【職場環境等要件】 ア　次に掲げる取組を１つ以上実施する（※１） a　入職促進に向けた取組 b　資質の向上やキャリアアップに向けた支援 c　両立支援・多様な働き方の推進 d　腰痛を含む心身の健康管理 e　やりがい・働きがいの醸成 イ　「生産性向上のための取組」に掲げる取組を２つ以上実施する（※１）（※２） 　(※１)令和８年度中は年度内に対応することの誓約で可 　(※２)１法人あたり１の施設又は事業所のみを運営する小規模事業者は，協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組を実施していれば，イの要件を満たすものとする		□	□	□	
	(4)	事業年度ごとに介護職員処遇改善実績報告書を作成し，市に提出していますか。		□	□	□	
	(5)	賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに，就業規則等の内容についても職員に周知していますか。		□	□	□	
	(6)	労働基準法等を遵守し，労働保険に加入していますか。		□	□	□	